

11. 此に近き内に開示の地方評議會を命ずるは必ず之を内閣より大旨
及び監督局の抗隊を志す事とせよ。

12. かくし起る事の大衆の憤激を協會解散後陸軍運動に依りつて
に又社交的干渉運動賃地的るがより向に何れも必らず也。

日本労働組合評議會

第一回中央委員会

山本

山本

國山

